

スムーズな高校生活を送るために

本校生徒は、常に本校生徒としての自覚と誇りをもって、学業に励み、将来有為な社会人としての資質を養うとともに、集団においては、責任をもって行動し、校風と伝統をさらに高めるよう努めなければならない。

1 通学規定

- 1 交通法規とマナーを遵守し、交通事故防止に細心の注意を払うこと。
- 2 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可願いにより届け出をすること。なお、下記の事項を遵守することが条件である。
 - (1) 一時停止違反、傘さし、二人乗り、並列走行、夜間の無灯火運転、スマートフォンやイヤホンを使用しながら運転しないこと。
 - (2) 通学自転車には、本校所定のステッカーを貼付すること。
 - (3) 自転車販売店等で自転車の点検・整備を受け、学校指定の点検整備チェックカードを提出すること。変形ハンドル等の改造自転車の使用は認めない。
 - (4) スタンドを装着し、雨天時は雨合羽を使用する。
 - (5) 決められた駐輪場を使用し、施錠すること。（2カ所施錠が望ましい）
 - (6) 自転車総合保険やTSマーク付帯保険など傷害補償、賠償責任補償を含む保険に加入していること。

2 服装及び頭髪規定

服装及び頭髪は、清潔・端正を旨とし、本校の生徒としての品位を保つように努める。

1 制服

制服については、次のAタイプ、Bタイプのいずれかを着用する。

Aタイプ 本校所定のブレザー・カッターシャツ・ネクタイ・ベスト（希望者）・スラックスとする。
夏季は上着（ネクタイ非着用）を脱いで登校する。

Bタイプ 本校所定のブレザー・ブラウス・リボン・ベスト（希望者）・スカート又はスラックスとする。
夏季は上着（リボン非着用）を脱いで登校する。

2 コート類

- (1) 冬季の防寒着・コート・マフラーについては、華美でないものとする。また、冬季に上着の下に着用するカーディガンは黒色・紺色・グレー（灰色）のみ認める。
- (2) 雨天の場合は雨合羽を着用してもよい。

3 制靴

- (1) 通学靴は、原則黒のローファー（革靴または合皮靴）とする。
体育や部活動で使用する靴またはスニーカー（体育では使用不可）でもよい。
- (2) 校舎内では、本校所定の上履を必ず使用する。
- (3) 体育館では、本校所定の体育館シューズを必ず履く。

4 頭髪

頭髪は端正を旨とし、ムース・パーマメント・カール・エクステンション・染色・脱色・剃り込みなど特別な加工及び奇抜な髪形としない。

5 その他

- (1) 靴下は規定の色（白・黒・紺）とする。Bタイプは冬季のみ、ベージュのストッキング（ただし靴下を着用する）及び黒のタイツ（靴下は着用しなくても良い）の着用を認める。
- (2) ベルトは、華美なものを使用しない。
- (3) 通学用鞆は、学習用品等が十分に入るもの（手提げ学生鞆の他に、リュック・ショルダー・スリーウェイも可）を携帯する。

- (4) マニキュア・ペディキュア・ピアス・指輪等をしたり、カラーコンタクト・化粧・口紅・色付リップクリーム等を使用したりしない。

3 校内外の生活について

- 1 自己を見つめ、将来の目標を設定して、その実現のために積極的な態度で学習にのぞむこと。
- 2 本校が位置する海津、そして自分を育んだふるさとを大切に、積極的に社会参加し、貢献すること。
- 3 海津明誠高校の一員として社会の法とルールを守り、健全で安全な生活を送ること。
- 4 携帯電話の校内への持ち込みは認めるが、情報モラルやマナーを守り使用すること。ただし、授業中は電源を切りカバンの中へしまうこと。
- 5 校内の施設・備品を使用するときは、関係の先生に許可を受ける。使用にあたっては、大切に取り扱い、使用後は定められた場所に返却する。
- 6 火災報知器・消火器・防火扉・救助袋には、必要なとき以外は手を触れない。
- 7 火気を取り扱う場合、関係の先生の許可を得た後、細心の注意を払って使用する。
- 8 交際は、互いの人間性を尊重し合い、節度ある交友を保つ。
- 9 青少年非行を誘発するおそれのある娯楽をしたり、18才未満立入禁止区域には立ち入らない。

4 交通事故防止・いじめ根絶のために

- 1 四ない運動の推進
 - (1) 免許を取らない。(在学中は免許を取らない)
 - (2) 車に乗らない。(無免許運転は絶対しない)
 - (3) 車を買わない。(単車・自動車を買わない、借りない)
 - (4) 車に乗せて貰わない。(他人の車には、同乗しない)
運転免許取得に関する細目は、別(「XI」参照)に定め、これに従うこと。
- 2 「いじめ」問題の根絶
 - (1) いじめをしない。
 - (2) いじめをさせない。
 - (3) いじめを見逃さない。

5 届出又は許可を必要とする事項について

- 1 登校後止むを得ず外出する場合は、HR担任及び生徒指導部の許可を受ける。
- 2 止むを得ず規定外の服装をする場合は、HR担任及び生徒指導部に届け許可を受ける。
- 3 鉄道・船舶等の学生運賃割引証の交付を受けようとする場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、HR担任及び生徒指導部の認印を受けた後、事務室に提出する。
- 4 物品・金銭を紛失または拾得した場合は、ただちに生徒指導部へ届け出る。
- 5 校内の施設・設備を破損した場合は、関係の先生に届け出て指示を受ける。
- 6 印刷物の発行、配布、掲示については、関係の先生を通じて校長の許可を受ける。
- 7 放送の必要がある場合は、関係の先生の許可を受ける。
- 8 下記の場合は、ただちにHR担任を通じて校長に届け出る。
 - (1) 保護者または住所の変更。
 - (2) 自宅または付近の災害や自分や家族の法定伝染病の発生。
 - (3) 校外で補導を受けた時。
 - (4) 自宅以外の下宿等から通学する時。
- 9 部活動等で休業日の活動、対外試合、合宿練習する場合は、顧問(担任)を通じて校長の許可を受ける。

6 携帯電話・インターネット利用における注意

情報モラル・マナーを遵守した上で下記の事項に留意すること。特に、携帯電話についてはフィルタリングソフトの活用を図ることとする。

- 1 個人情報を他人に安易に教えない。
 - (1) 自分や他人の個人情報（氏名・住所・生年月日・電話番号など）を、勝手に第三者に教えてはならない。
- 2 プライバシー保護に注意をする。
 - (1) 他人の写真などを無断で使用することはできない。
 - (2) 自分や自分の関係者の個人情報が知らない間に使われないように十分注意する。
- 3 著作権を侵害しない。
 - (1) コンピュータプログラム、雑誌のイラスト、他人が書いた文章などを勝手に使ってはならない。
- 4 情報を発信するときのマナーを守る。
 - (1) 他人を誹謗・中傷する内容や、事実を曲げた内容、人に迷惑や負担をかける内容を発信してはならない。
 - (2) SNS利用時は、自己管理のもと情報モラルやマナーを必ず守る。
- 5 情報の信頼性を確かめる。
 - (1) 情報の発信元を確かめ、事実とは異なる情報に惑わされないようにする。
- 6 校内の情報機器の取り扱いについては、それぞれの利用規定を遵守する。
- 7 有害サイトや不必要サイトの閲覧はしない。

7 運転免許取得規定

- 1 就職等のために運転免許証を必要とする場合は、以下の条件等を確認後、申請し許可を受ける。
 - (1) 自動車学校への入校申請は、保護者が自動車学校入校許可願を学校（HR担任）に提出し、下記の事項について審査の上、家庭学習期間以後、通学を許可する。
 - ①生活態度が良好であること。
 - ②成績不振科目がないこと。
 - ③自動車学校への通学が、学業・学校行事に支障をきたさないこと。（定期考査の時間割発表から、考査終了までは通学を禁止する。）
 - (2) 特別入校（繰上げ入校）については、上記条件に加えて以下の条件も満たすものとする。
 - ①当該年度4月以降特別指導を受けていない。
 - ②就職内定者を原則とする。
 - (3) 在学期間中は無断で免許を取得したり、無断で自動車学校へ通学したりしない。
 - (4) 合宿での教習は認めない。

8 校則の見直し

校則の内容は、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、校長は絶えず積極的に見直すものとする。

附則

令和4年4月1日一部改正